

京都市上下水道局告示第7号

京都市指定給水装置工事事業者から、京都市指定給水装置工事事業者規程第7条第1項の規定に基づき事業の廃止の届出があったので、同規程第10条第2号の規定に基づき告示します。

平成18年6月5日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

1 廃止届出業者名等

京都市山科区勸修寺柴山8番地の104

創設工業株式会社

代表取締役 内野 順一

2 廃止届出年月日

平成18年5月17日

(上下水道局水道部給水課)